

標 題：

現存タンカーの油排出監視制御装置の
設置について

NK テクニカル インフォメーション

No. 47

1986年3月31日

関係船主 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、1985年4月のIMOの第21回 MEPC にて、MARPOL73/78 ANNEX I、第15規則で要求されている標記に関連して、添付の決議 MEPC 15 (21) が採択されました。

この決議では、かつて、条約発効後3年間、すなわち1986年10月1日まで、適用が猶予されていた現存タンカーの油排出監視制御装置（以下、監視装置という）およびそのマニュアルに対する要件は、以下の条件を満足する場合、主官庁は更に1年間すなわち1987年10月1日まで適用を猶予してよいと規定しています。

その条件とは；

1. 該当のタンカーは第1(7)規則で定義される現存船であること、および
2. IMO 総会決議 A.586 (14) として1985年11月20日に採択された新技術基準に適合した監視装置を発注済みであること。

本会は、現在までリベリア、パナマ及びシンガポール政府から、前記決議 MEPC 15 (21) による猶予を認める権限を与えられています。

ついては、該当のタンカーで前記猶予を御希望の場合、上記2.の事実を証明する書類（メーカーとの契約書の写など）を添付し、その旨を明記した。

申請書を、本会本部技師長又は最寄の支部・事務所に御提出下さい。

尚、1986年10月2日以降起工のタンカーに設置される監視装置については、IMO 決議 A.586 (14) に基づいたものが要求されますので申し添えます。

敬 具

添付物：